

留 意 事 項

【知的財産権に関する主な留意事項】

- ピッチイベントは、オープンな場として運営することを基本とし、自らの技術を紹介する場合には、自らの責任においてこれを行うことが求められており、秘匿すべき情報は、その場に持ち込まないことを前提とします。
- 一方、議論する中でさまざまなアイデアが出されることが想定され、これを基に、ある参加者が発明を創出し、特許出願などにより知的財産権が成立する可能性も否定できません。
- アイデアを得て参加者が技術開発を行い、発明に至った場合や申請を行った場合には、技術開発を行った者に知的財産権が認められるものと考えられます。
- また、議論を通じ、技術開発の共同グループが形成される場合には、知的財産の取扱いについて、あらかじめ当事者間で取決めておくことが望ましいです。
- 参加者は、この基本的な考え方に同意して出席する必要があります。

【著作権に関する主な留意事項】

- 参加者は、提出した資料等に係る著作権に関し、事務局等が当該資料を利用（複製や公衆通信などを含みます。）することを許可することとし、また、著作者人格権を行使しないことに同意することとします。
- また、参加者は、提出資料に記載された文書、図表、写真、イラストなどの著作権等に留意し、使用許可が必要な場合は、参加者の責任において必ず許可を得ておくこととします。

※参加者は、後日送付する「インフラメンテナンス国民会議運営上の知的財産の取扱いに関する事前の取り決めとなるガイドライン」をご確認いただき、当日「参加同意書」をご提出いただきます。